



佐賀県公報

平成17年
1月12日
(水曜日)
第 12554号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則 (二・市町村課) 一

告示

○平成十六年度木材業者及び製材業者の登録 (九・林業課) 一

○字の区域の変更 (二〇・市町村課) 二

◎佐賀県公営競技収益金貸付資金要綱の一部改正 (二一・市町村課) 二

公 告

○大規模小売店舗の新設に係る意見 (商工課) 二

○大規模小売店舗の変更に係る意見 () 三

○ " " () 三

○ " " () 四

選挙管理委員会事項

○海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・三) 五

監査委員事項

○監査結果の措置の公表 (公告) 五

正 誤

◎平成十六年十二月十七日付け佐賀県公報号外第三号訂正 (まちづくり推進課) 六

公布された規則のあらまし

○市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第二号)

1 市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部を編入した市

町村に係る貸付限度額について、特例措置を設けることとした。(附則第二項関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月十二日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二号

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

市町村振興資金貸付規則(昭和三十八年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

の用に改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第二項を次のように改める。

に改める。

(貸付限度額の特例)

2 第四条第二項の規定にかかわらず、平成十七年一月一日以後に、市町村の

合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部を編入した市町村に係る

貸付限度額の最高の額については、当該合併が行われた年度に限り、合併前

の市町村ごとの貸付限度額の最高の額を合算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●佐賀県告示第九号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)

第五条第一項の規定により、平成十六年度木材業者及び製材業者を次のとおり

登録した。

平成十七年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

木材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職名及び氏名
佐木伊第30号	平成16年12月15日	伊万里市山代町楠久津145番地36	西九州木材事業協同組合	代表理事 林 雅文

製材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職名及び氏名
佐製伊第13号	平成16年12月15日	伊万里市山代町楠久津145番地36	西九州木材事業協同組合	代表理事 林 雅文

●佐賀県告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称

大字多良字杉谷

四八四二

大字多良字大久保三四八二、三四八三、三四八三二及び三

大字大浦字神ノ園

大字大浦字尾崎乙七三八の一部

大字大浦字中山

大字大浦字神ノ園乙七四〇の一部、乙八〇二の一部、乙八〇二の一部、乙八〇三の一部及び乙八〇四の一部並びにこれらに伴う水路の区域

大字大浦字上今里

大字大浦字神ノ園乙七八三の一部及び乙八一〇の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字大浦字中山乙八一の一、乙八一二、乙八一三、乙八一四、乙八一三及び乙八一三並びにこれらに伴う水路の区域

●佐賀県告示第十一号

佐賀県公営競技収益金貸付資金貸付要綱(平成五年佐賀県告示第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

第三条中「第五条」を「第六条」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 第六条第一項第三号の規定にかかわらず、平成十七年一月一日以後に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部を編入した市町村に係る貸付限度額の最高の額については、当該合併が行われた年度に限り、合併前の市町村ごとの貸付限度額の最高の額を合算した額とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、江北町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成17年1月12日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス佐賀江北店
杵島郡江北町佐留志1941番1 外

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

江北町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間

平成17年1月12日から

平成17年2月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成17年1月12日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラーージュ佐賀
佐賀市巨瀬町大字牛島二本松749番2 外

2 届出の内容

大規模小売店舗を設置する者の氏名の変更

3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間

平成17年1月12日から

平成17年2月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

<p>第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、神崎町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成17年1月12日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス神崎店 神崎郡神崎町大字城原1256番地 1 外</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 神崎町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>3 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月12日から 平成17年2月11日まで</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、神崎町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成17年1月12日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス神崎店 神崎郡神崎町大字城原1256番地 1 外</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 神崎町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月12日から 平成17年2月11日まで</p>
--	--

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年一月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は 七九九人
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は 一、五八二人

○ 監査委員会事項

平成16年9月8日付け佐賀県公報号外で公告した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年1月12日

佐賀県監査委員

監 査 対 象 機 関	河 川 砂 防 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 16 年 7 月 28 日

(監査の結果)	(措置の内容)
受託事業収入の調定で遅延しているも	調定を速やかに行うため、受託事業担

のがあった。
当該と現地機関の連絡調整を的確に行うよう周知徹底した。

事業名 玉島川河川工事に伴う岡口橋架替工事
受託事業完了日 平成15年5月10日
調定年月日 平成16年3月29日
受託金額 34,500,000円

県民協働課

監 査 対 象 機 関

平 成 16 年 7 月 7 日

(監査の結果)
支出負担行為で遅延しているものがあつた。

(措置の内容)
契約事務の迅速化を職員に徹底させ、平成16年度は業務執行計画に基づき、早期事務処理に努めている。

事 業 名 佐賀県わかまちづくり推進員派遣事業
契 約 日 平成15年4月1日
支出負担行為月 平成15年9月
契 約 額 4,500,000円

今後は、適正な事務の執行に努める。

監 査 対 象 機 関

農 業 試 験 研 究 セ ン タ ー

監 査 執 行 年 月 日

平 成 16 年 5 月 24 日

(監査の結果)
備品購入の支出負担行為等で知事の承認を受けている内容と相違して執行しているものがあつた。

(措置の内容)
承認申請時は指名競争入札により選定する方針であったが、その後取扱業者が県内に1業者であることが判明したため承認内容と異なる契約方法での事務処理となつた。

購入備品名
アミノ酸分析システム
示差熱・示差走査熱量計

また、業者への見積り依頼通知の中の「契約の方法」について、不適切な文言になつていた。
今後はこのようなことがないよう適正

な事務の執行に努める。

土地対策課

監査対象機関

平成16年7月26日

(監査の結果)

道路改良工事に伴う物件補償費の積算で誤っているものがあつた。

(措置の内容)

補償コンサルタントに対し、業務の改善を強く喚起するとともに、職員に対しては専門研修会を実施するなどチェック機能を強化することにより、適切な事務の執行に努める。

積算額	78,818,628円
正当積算額	75,357,500円
過積算額	3,461,128円

○ 正 誤

平成十六年十二月十七日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

頁

誤

正

4 上段
左から十一番目

箇所

価格

価額

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年一月十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)